

※本通知は5月11日に各施設へお渡ししていますが、各施設ごとに保護者の皆さまへお渡しの日が異なるため、HP上では空欄にしています。

0～2歳児クラスの児童に配付してください

認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域枠)

令和2年5月 日

0～2歳児クラスのお子様を持つ  
横浜市にお住まいの保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

令和2年4月分・5月分の利用料について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」等でお知らせしておりました「登園をしなかった場合の利用料(保育料)」について、取扱いをお知らせします。

1 対象児童

「2 対象施設」の0～2歳児クラスに「3 対象期間」中に在籍した児童。

2 対象施設

認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域枠)

3 対象期間

4月8日(水)～5月31日(日)

- ※ 令和2年4月8日付の通知では、対象期間を4月8日(水)～5月6日(水)としておりましたが、登園自粛要請期間の延長に伴い、終了日を5月31日(日)に変更します。
- ※ 終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、再度変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- ※ 4月7日以前の利用料(保育料)については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料(保育料)が発生します。

4 保護者の皆様が行う手続

登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

5 日割り対応における利用料算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料(保育料)」を計算します。

変更後の利用料(保育料)：通常の利用料(保育料)×実際の登園日数÷25(※)

<10円未満切り捨て>

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

(留意点)

- 4月1日～7日については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。4月1日から在籍していた場合、在籍日数は6日となります。
- 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。  
例えば、令和2年5月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常の利用料（保育料）×22÷25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料（保育料）×23÷25】とはならず、日割り対応の対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、利用料（保育料）が減額されます。

## 6 日割り対応の流れ

### (1) 4月分の利用料

すでにお支払いいただいている利用料（保育料）から、変更後の利用料（保育料）を引いた額を各施設から返金します。

- ① 横浜市から保護者の皆様に変更後の利用料（保育料）が記載された「利用料変更通知書」（8月～9月予定）を送付いたします。
- ② すでにお支払済みの利用料から変更後の利用料（保育料）を差し引いた額が、施設から保護者の皆様に直接返金されます。（10月予定）

### (2) 5月分の利用料

- ① 施設には5月分の利用料（保育料）については保護者の皆様の負担軽減のため、返金対応もしくは徴収延期をお願いしておりますが、利用料（保育料）の徴収の時期や方法については施設により取扱いが異なりますので、詳細は施設にご確認ください。
- ② 横浜市から保護者の皆様に変更後の利用料（保育料）が記載された「利用料変更通知書」（10月予定）を送付いたします。

## 7 給食費の取扱いについて

### (1) 0～2歳児クラスについて

給食費については、今回の案内に沿って還付する利用料（保育料）の中に含まれています。

### (2) 3～5歳児クラスについて（きょうだい児が3～5歳児の場合も同様）

給食費については、各園が実費徴収を行っており、また、登園状況や食材の購入状況など、園によって状況が異なります。このため、給食費については、このご案内とは別の取扱いとなりますので、直接園にお問い合わせください。

問合せ先（こども青少年局保育・教育運営課）

内容	問合せ先
日割り対応の考え方	利用料担当：045-671-0255

# (参考)利用料の日割り対応例

前提：通常の利用料を 55,000 円とします。

## <例1>令和2年4月分

令和2年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	④
5	⑥	⑦	⑧	9	10	11
12	⑬	14	15	⑯	⑰	18
19	20	⑳	22	㉓	24	25
26	㉗	28	29	㉙		

○…登園した日  
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

登園日数 = 14日

<内訳>

4月1日～7日 … 6日【◇】

(登園の有無に関わらず開所日をカウント。)

4月8日～30日 … 8日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 14 \text{ 日} \div 25 = 30,800 \text{ 円}$$

返還額

$$55,000 \text{ 円} - 30,800 \text{ 円} = 24,200 \text{ 円}$$

## <例2>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	16
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	23
24	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	30
31						

5月8日(金)までは登園自粛していたが、5月11日(月)以降は、月～金曜日の間毎日登園した場合。

登園日数 = 15日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} \div 25 = 33,000 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

## <例3>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	②
3	4	5	6	⑦	⑧	⑨
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
24	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
31						

5月1日(金)のみ登園自粛していたが、5月7日(木)以降は、月～土曜日の間毎日登園した場合。

登園日数 = 22日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} \div 25 = 48,400 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）